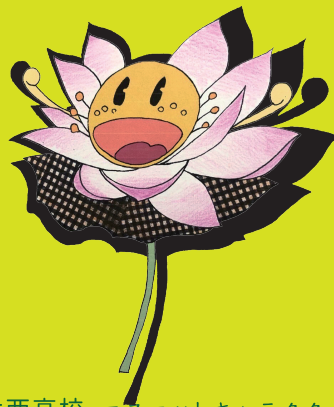


IBANISHI GUIDE 2025

茨西
ええ

イバニシガイドには学校生活に必要な情報が掲載されています。在学期間にご家庭で保管を宜しくお願いします。

志をカタチに
CATCH YOUR DREAMS



茨木西高校 マスコットキャラクター
はすぴーちゃん

大阪府立茨木西高等学校

TEL 072-625-5711

FAX 072-623-0289

Web <https://www2.osaka-c.ed.jp/ibarakinishi/>



Contents

1. 茨木西高校がめざすもの

- 1-1 めざす学校像
- 1-2 茨木西高校のグランドデザイン
- 1-3 校訓、校章、校歌

2. 充実した学校生活のために

- 2-1 年間スケジュール
- 2-2 1日のスケジュール
- 2-3 50期生の教育課程
- 2-4 生活指導
 - a. 通学時の注意事項
 - b. 安全な通学経路について
 - c. 服装頭髪規定
 - d. 本校の携帯電話に関する指導方針
- 2-5 部活動
- 2-6 奨学金

3. 高校の先を意識して～夢に向かって～

- 3-1 進路について
- 3-2 3年次の進路決定のスケジュール(例)

4. 安全で安心な学校生活のために

- 4-1 学校いじめ防止基本方針
 - 基本理念
 - 教育相談
- 4-2 保健室の役割
- 4-3 災害時の対策
- 4-4 支援教育

5. 地域・世界・家庭とつながる取り組み

- 5-1 地域交流・国際交流
- 5-2 PTA行事
- 5-3 ライデン・スクール
(メールによる情報配信)

6. 特別室利用について

- 6-1 図書館
- 6-2 自習スペース(図書館内)
- 6-3 体育館
- 6-4 進路指導室
- 6-5 生徒相談室
- 6-6 自習室
- 6-7 食堂

7. 規定・規約集

- 7-1 生徒心得
- 7-2 届け出が必要なもの
- 7-3 学則抜粋
- 7-4 学習における注意事項
- 7-5 生徒会組織
- 7-6 生徒会選挙規定
- 7-7 部(同好会)設立規定
- 7-8 PTA規約
- 7-9 後援会規約
- 7-10 学校運営協議会
- 7-11 情報ネットワーク利用規定
- 7-12 1人1台端末 Chromebook に関する規定

8. 各種証明書について

事務手続き案内

- ★ アクセスマップ
- ☆ 校舎配置図

1. 茨木西高等学校がめざすもの

1-1 めざす学校像

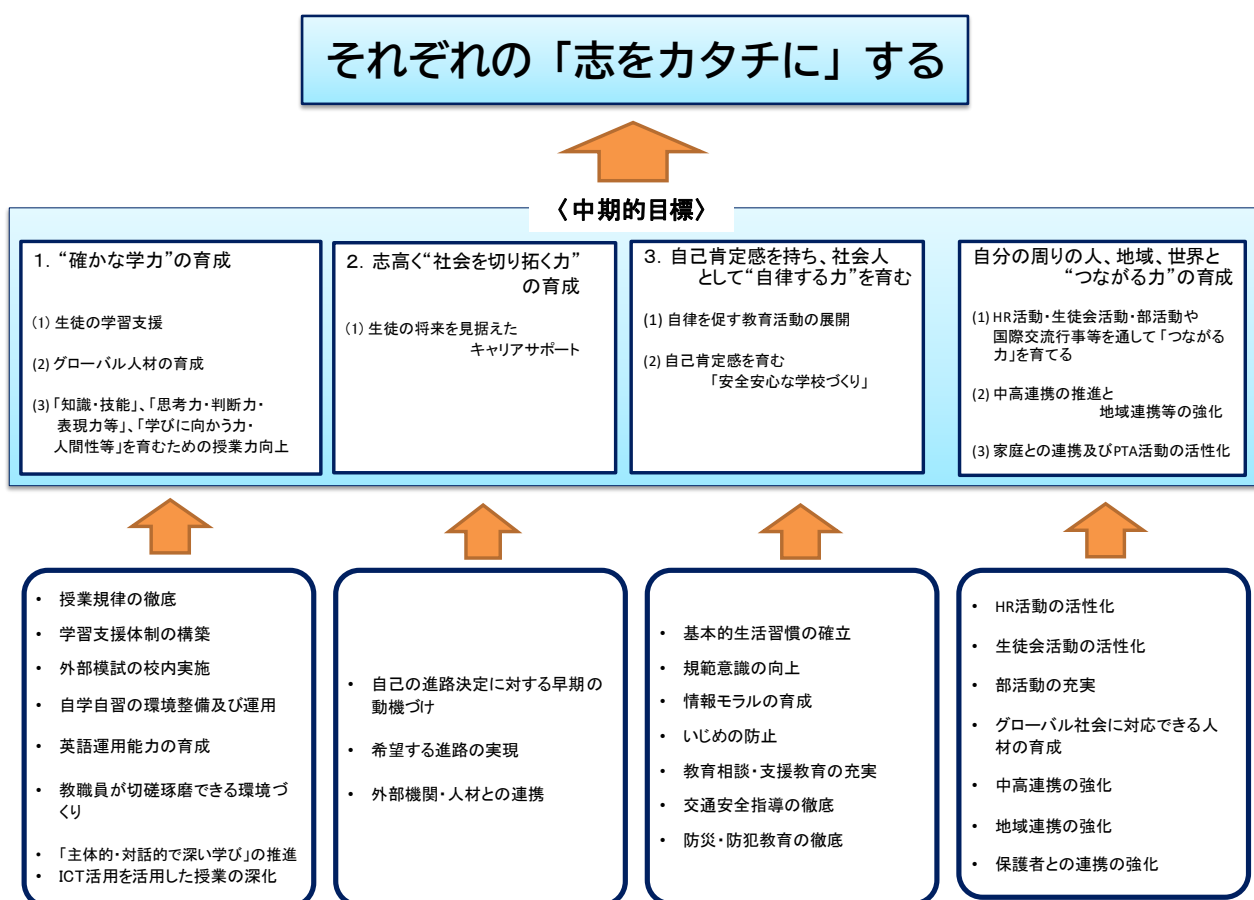
生徒の個性を伸ばし、豊かな人間性を育み、

志を持って不確実な時代を切り拓く力を育てる学校

～ 「茨西 PRIDE」のもと、茨西につながるすべての人が
「TEAM 茨西」として、生徒それぞれの「志をカタチに」する ～

- 【生徒に育みたい力】 ◇ 確かな学力を基に、高い志を持ち、グローバル社会を生きる力
◇ 生徒が自己肯定感を持ち、社会人として自律できる力
◇ 自分の周りの人、地域、世界とつながる力
- 【教職員に求める力】 ◇ 同僚性を高め、チームとして互いに協力し、真摯に生徒に向き合う力

1-2 茨木西高等学校のグランドデザイン



1-3 校訓、校章、校歌

校 訓

『 和 』

気力、体力に優れ、
知、情、意の調和のとれた
人格の完成をめざす

校 章



校名「茨木西」の西の文字を簡明に具象化し、二つの輪を結ぶ横の線は助け合いの教育の手の連なりを意味しています。

「本校の合言葉」



茨西で、自分が「できること」、「やりたいこと」をしっかりと見つけよう。その過程を通じて、「茨西生としてのプライド」を育てて欲しいという思いを込めています。

校 歌

茨木西高等学校校歌

山本恵三子 作詞

服部 吉三 作曲

一、はるかにあおぐ 大空に

かがやく朝の 陽をうけて

今し伸びゆく 若人の

高鳴る血潮 あすの声

学びの園に あふれたる

茨木西高校 栄えあれ

二、山なみ望む 丘の上

手を取り合って 和みつつ

真理を求めて たゆみなく

励む吾等の 心意気

頬にみどりの 風すがし

茨木西高校 光あれ

三、淀の流れを 見はるかす

瞳さやかに 清新の

力の限り 鍛えゆく

理想の姿 きわめんと

目指して進む 我が母校

茨木西高校 讃えあれ

<校歌選定にいたる経緯>

- 昭和 52. 6 校歌選定委員会発足 — 歌詞公募にきまる
52. 7 募集案内を生徒及び保護者に配布
52. 9 4大新聞に募集広告掲載 52.12 募集締切り
53. 1 委員会で作佳3編を選ぶ
53. 3 教職員・PTA 実行委員会・各クラスで投票、山本恵三子さん（吹田市在住）の作品が71%を得票
53. 5 本校国語科に歌詞の検討を依頼
53. 8 細川真様に歌詞の補正を依頼
53.10 細川様による歌詞の補正
54. 1 作曲完成

2. 充実した学校生活のために

2-1 年間スケジュール

2年生(49期生)の修学旅行は、11月に実施予定です。(50期生は、計画中)



入学式(4月)



体育祭(6月)



文化祭(9月)



修学旅行(11月)

April

May

June

July

August

September

October

November

December

January

February

March



校外学習(5月)



海外語学研修 (8月隔年実施)



進路フィールドワーク(11月)



卒業式(3月)

2-2 1日のスケジュール

重要 欠席・遅刻・忌引きの連絡

病気、通院等で欠席、遅刻になる場合は、必ず**保護者**から欠席連絡フォームにて、学校に連絡をお願いします。

次のQRコードを読み取り、案内に沿って必要事項を入力してください。
パスワードは「 」です。



※考査期間中については、**保護者**から**午前8:30～8:45**に電話にてご連絡ください。学年、組、名前、本人との関係、欠席又は遅刻の理由を簡潔に伝えてください。TEL：072-625-5711

お昼休み

12:30～13:15



食堂大好き！



6:00

7:00

8:00

9:00

10:00

11:00

12:00

13:00

14:00

15:00

16:00

17:00

18:00

19:00

20:00

21:00

22:00

23:00



1 限め

8:40～9:30

2 限め

9:40～10:30

3 限め

10:40～11:30

4 限め

11:40～12:30

5 限め

13:20～14:10

6 限め

14:20～15:10

7 限め（月のみ）

15:20～16:10

部活動

15:20～17:00

※顧問の付添いで
延長可能

家庭での 学習時間



茨木西高校では、アルバイトは原則認めておりません。

高校3年間は、学習・学校行事・部活動等に全力で取り組んで欲しいと願っていますが、家庭の事情などにより保護者の責任の下行場合はこの限りではありません。

1) 共通履修科目 (全員が学ぶ科目)

- 1 年次** 現代の国語、言語文化、地理総合、数学Ⅰ、数学A、物理基礎、生物基礎、体育、保健
芸術（音楽Ⅰ、美術Ⅰ、書道Ⅰの内1科目）
英語コミュニケーションⅠ、論理・表現Ⅰ、情報Ⅰ
- 2 年次** 文学国語、古典探究、歴史総合、公共、数学Ⅱ、化学基礎、体育、保健、
芸術（音楽Ⅱ、美術Ⅱ、書道Ⅱの内1科目）
英語コミュニケーションⅡ、論理・表現Ⅱ、家庭基礎
- 3 年次** 文学国語、体育、英語コミュニケーションⅢ、古典講読(文型)、数学演習(文型)
数学Ⅲ(理型)、数学C(理型)、数学応用演習Ⅱ(理型)、化学(理型)、

2) 選択科目 (希望する進路、^{みずか}自らの興味・関心に応じて選択する科目)

2 年次

文 型 現代文演習、数学B、演奏法A、造形演習A、実用書、英語演習Ⅰ

理 型 数学B

3 年次

「社会選択」「理科選択」「教科間選択」で多様な進路実現に対応しています。

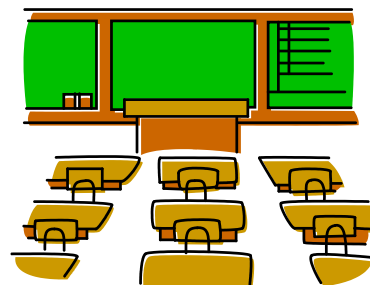
3) 文型・理型の選択 (^{みずか}自らの進路を見据えて)

本校では、2年次から卒業後の進路を見据えて

文 型 (文学、心理学、看護、体育系、芸術系、外国語系)

理 型 (医学、工学、薬学、看護、電子、情報系等)

の選択を行っています。



2-4 生活指導

a. 通学時の注意事項

1. 日々の安全な通学のために

本校への通学経路は、どの地域から来ても道幅が狭い上に歩道が少なく人や車の往来も激しいので、登下校の際は交通ルール・マナーを遵守し、周囲の状況に気を配り安全第一で通学してください。自転車での通学については、道路交通法を基本とするルールの遵守、及び、人として・高校生としてのマナーの向上をめざし、地域ぐるみ（地元自治会、茨木防犯協会、茨木警察など）で通学安全教育に取り組んでいます。皆さんも、自転車での事故によって被害者にも加害者にもならないためにも、本校の推進する安全指導の内容を十分理解し実践してください。

2. 自転車通学について

本校では、自転車通学は『届出による許可制』になっています。通学エリア等の制限はありませんが、雨天時の傘さし運転の危険性と、自転車の加害事故により高額な賠償責任が発生している状況から、以下を自転車通学の許可条件としています。

許可条件 雨天時のレインコート類（記名済み）を所有していること。

※合格者説明会后にレインコートを推奨品として販売しています。

「市販の物」でもかまいませんが、3年間の使用に耐える強度のある物をご用意ください。

推奨 「自転車傷害保険」に加入することが望ましい

※保険会社の選択は任意です。本校では全員が全国高等学校 PTA 連合会の賠償責任保険に加入しますが補償は加害者となった場合に限られ自損事故の補償はありません。

保護者が加入している損害保険や自動車保険等で、お子様の自転車事故にも対応できる特約等が付加されているものでもかまいません。

自転車通学を希望する生徒は、

- 「自転車通学許可願」と「誓約書」に必要事項を記入し、4月2日（水）に提出してください。
- 4月2日（水）に雨具（記名したレインコート類）の確認を行いますので持参してください。
- 許可条件が満たされたら、自転車通学のためのステッカーを配付します。

「自転車通学を許可された者」は、以下の諸注意を厳守してください。

・諸注意

1. 悪質な違反を繰り返す場合、講習も課せられます。違反の対象の中には、二人乗り・傘差し運転・無灯火での運転・一時停止違反はじめ、携帯電話を使用しながらの運転、イヤホンをつけての運転、並列走行・スピードの出し過ぎなども含まれますので、このような行為は厳禁です。

発覚した場合は、自転車の1日預かり指導や通学許可の取り消し等を含めた厳重な指導を行います。

2. ルールを守って走行していても道路状況が悪い道も多いため、人・自転車・自動車とのトラブルが起こる可能性が少なからずあります。どんな状況になっても人として、高校生としてのマナーを忘れずに行動すること。

3. 学年色 **(50期生は青)** のステッカーを配付するので、所定の位置に貼付すること。

貼付する自転車は普段学校まで乗ってくる自転車で、1台に限定すること。また、阪急の茨木市駅・南茨木駅やJRの茨木駅から、レンタル自転車を利用する場合は、生活指導部に申し出てください(ステッカー不要)。

自転車ステッカーを紛失または破損した場合は、ただちに生活指導部へ届け出てステッカーを再発行してもらうこと。



ステッカーは、必ず後輪の泥よけ部分に貼ってください

泥よけがない場合、後ろから見て見やすい位置に貼る(生活指導部の指示に従う)こと

4. 駐輪場所は学年で指定しています。スペースに余裕がないので整然と白線内側に置くこと。また、校外駐輪は地域住民に大きな迷惑がかかります。絶対に行わないように。



白線から自転車がはみ出している場合は
チェーンでロックし、駐輪指導をします！

【自転車の台数が極めて多く、自転車置き場の面積が限られているため】

5. 本校近隣の住宅地内の道路は、一部通行を制限されている場所があります。確認すること。(通学安全マップ参照) また、近道をするために、マンションの敷地内などを通行しないこと。

6. 通学に使用できる自転車は通常の自転車及び電動アシスト付き自転車のみです。電動キックボードや電動バイクなどでは通学できません。違反者には懲戒指導を含めた指導をおこないます。

b. 安全な通学経路について

本校の通学路は、どれも比較的道幅が狭く交通量の多い道が少ないため、通学には危険が伴います。初めての自転車通学を安全に行うため、4月上旬に「通学安全指導」の一環として、体育館でスライド等を提示しながら説明をします。

特に、中央環状線を横断する道は、車の交通量が多く非常に狭い上、通学する生徒が一時に集中するため、いつ大きな事故が発生しても不思議ではない危険な状況です。万一事故などが起こってからでは遅いので、この地点では迂回が必要です。

以下の地図や次のページの地図をよく見て、本校への通学路を保護者の方も交えて十分検討し、安全に通学するよう心がけてください。

・交通集中による「危険地点」と「迂回路」



4月初旬の通学時に、

警察官・地域の方々・PTA・教員で「立ち番指導」を実施します。

その後、6月・9月・11月・2月にも通学安全指導を行う予定です。

・ 比較的安全な「おすすめ通学路」① ・

© 2017 google - 地図データ © 2017 ZENRIN



・ 比較的安全な「おすすめ通学路」② ・

© 2017 google - 地図データ © 2017 ZENRIN



c. 服装頭髪規定

1. 制服

通学には本校指定の制服を着用すること。

<冬 季>

男子…本校指定のブレザー + 本校指定のズボン + ネクタイ

女子…本校指定のブレザー + 本校指定のスカートまたは
本校指定のズボン+リボン（ネクタイ）

※上着の中には必ず白色のカッターシャツまたはブラウスを着用すること。

※ネクタイ（男子）・リボンまたはネクタイ（女子）は、式典や学校訪問等で必ず着用しますので、全員購入してください。

<夏 季>

男子…白色カッターシャツ + 本校指定のズボン

女子…白色カッターシャツ + 本校指定のスカート または
本校指定のズボン

※カッターシャツのかわりに白色のポロシャツを着用してもよい。

（各式典や学校訪問などのネクタイ・リボン着用時を除く）

- ・ 気候に応じてカッターシャツの上に、セーター、カーディガン、ベストの着用を認める。（襟付きのものは不可とする）
ただし、「黒、白、茶、濃紺、ベージュ、グレー」の6色のみで全て無地とする。ラインありやエンブレム付きは認めていない。また、襟元の形はカッターシャツの着用がわかる物とする。
- ・ 冬季においては、通学時にジャンパー等の防寒具を用いてもよいが、本校指定のブレザーの上に着用すること。（教室内では着用しない）またスカートの下に長ズボン（体育のジャージなど）を着用する着こなしは登下校時及び校内すべてにおいて認めない。
- ・ 指定の上着、ズボン、スカートの加工、改造、変造は一切禁止する。
加工、改造、変造と認められたものについては直ちに新規購入しなければならない。（加工、改造、変造服装については生活指導部で預かる。）
- ・ 指定の上着、ズボン、スカート、ネクタイには、必ず記名すること。（リボンは、ゴムの部分に記名）。
- ・ その他詳細な規定は、別途生活指導部で定める。

《制服取扱店》

阪急百貨店（電話 06-6454-9001）

キヨタ商店（電話 072-622-2109）

2. はきもの

- (1) 通学靴は特に指定しない。ただし、スリッパ・ヒールのあるもの等による通学は禁止する。
- (2) 校舎内では本校指定の上履きスリッパを使用し、必ず所定の場所に記名すること。
- (3) 上履きスリッパでの食堂の利用および校舎外に出ることは禁止する。

3. 頭髪

- (1) 頭髪は常に清潔で、気品あるように心掛けること。
- (2) 染髪、脱色、パーマ（パーマに類する髪型）・ヘアーエクステンションは禁止する。

4. 化粧・装身具等

- (1) ピアス、イヤリング、付け爪（スカルプ・ジェルネイル）等の装着は禁止する。
- (2) 上記以外でも学校生活にふさわしくない身だしなみは、指導の対象となる。



d. 本校の携帯電話に関する指導方針

本校での「携帯電話（スマートフォン）」使用に関する指導方針について簡単に説明させていただきます。必ずご一読のうえ、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1. 校内での unnecessary 携帯電話使用は、自粛

中学校までに比べ高等学校は通学エリアも格段に広がります。また、携帯電話の急速な普及により利用者が激減したため、校内の公衆電話もすべて撤去されました。

本校では、**学習活動中以外の携帯電話使用をルールとして禁止はしません**が、マナーを遵守し、 unnecessary 使用は自粛してください。高校生としての自覚と節度を持って賢く使用してください。

2. 学習活動中の携帯電話使用は、厳禁（ただし、教職員が必要と認めた場合はのぞく）

HR 教室以外での学習活動を除き、携帯電話は**衣類のポケットや机ではなく、カバンに入れておく**ように指導しています。**ルールに違反した場合は、1 日以上携帯電話の「預かり指導」を行います。**また、使用していなくても、学習活動中に着信音が鳴った場合も「指導」の対象となります。「預かり指導」の対象となった場合は、指定の「携帯電話預かり反省文」の記入と保護者の確認をお願いしています。**週末に違反事象が発生した場合は、翌週の月曜日以降の返却となります。**

3. 定期考査（実力考査含む）時は、携帯電話の校舎内持込禁止です。

実際の着信音・アラーム鳴動も含め、その違反時は「カンニングまたはそれに準ずる行為」と見なします。1 週間以上の携帯預かり指導をはじめ、特に厳しく指導します。



4. 安心・安全な使用に向けた学習

本校では、LHR や教科「情報」の学習を通じて、携帯電話だけではなく、インターネットや SNS、LINE などの使用に関する情報リテラシー教育に積極的に取り組んでいます。安心・安全な使用について理解を深め、他人の人権を尊重し、我が身を守れる知識・技能・マナーの習得をめざします。

携帯電話（スマートフォン）は、ほとんど GPS 機能を内蔵しています。そのカメラ機能で撮影した写真には、自動的に GPS で計測された正確な位置情報が埋め込まれています。

位置情報を消去せずに、SNS などに「写真を公開」すると、「写真を撮影した住所（自宅住所など）を公開するのと同様の意味をもつこと」を理解し、一度ご家庭でもお話し合ってください。

5. 懲戒指導など問題行動に関わる携帯電話の取り扱いについて

高校生になると中学時とは異なり、学校内外での問題行動について「懲戒指導」というものがあります。これは停学指導などを含む厳しい指導となりますが、本校では懲戒指導にかかわる案件で事情を聞いている間、または懲戒指導となり謹慎指導（家庭謹慎・学校謹慎含む）を受けている期間中は原則として「携帯電話を学校にて預かる」という対応をとっています。本人の自省を深めるための対応として実施しております。ご理解とご協力をお願いします。

2-5 部活動

現在（令和7年4月）、茨木西高校には、運動系15、文化系11のクラブと1つの同好会があります。新入生歓迎会で各クラブの紹介があります。入部率は65%で、70%を目標にしています。勉強とクラブを両立させ、充実した高校生活を送りましょう！



<運動部>

男女硬式テニス
男女ソフトテニス
卓球
バドミントン
男子/女子バスケット
男子/女子バレーボール
男子/女子サッカー
陸上競技
剣道
ラグビー
水泳
男子ソフトボール

<文化部>

吹奏楽
弦楽アンサンブル
軽音楽
フォークソング
美術
茶道
家庭科
イラストレーション
情報処理
放送
ダンス
書道（同好会）



主な活動実績（令和6年度）

<運動部>

《ソフトテニス部》

中央大会出場

《陸上競技部》

全国高校陸上競技選手権大会 男子 走高跳 出場

U18 陸上競技大会 男子 走高跳 出場

《女子バレーボール部》

新人大会1次予選

《男子バレーボール部》

2部リーグ優勝 1部昇格

《剣道部》

近畿高等学校剣道大会大阪府予選

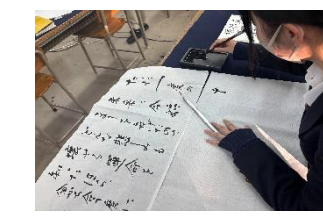
《男子サッカー部》

豊能・三島ブロックDグループ2位

<文化部>

《美術部》

大阪府高等学校美術工芸作品展 奨励賞2点受賞



本校のクラブは、地域活動にも参加しています！

2-6 奨学金

経済的理由によって、学校生活の維持が困難な人の支援のため、または進学保障のために、各種奨学金制度が設けられています。

なお、「給付」事業については返還の必要がありません。条件を満たす場合は、積極的な利用を検討してください。

(1) 在学中

- ① 大阪府育英会
- ② 各市の奨学制度
- ③ その他
 - ・交通遺児育英会
 - ・あしなが育英会
 - ・朝鮮奨学会 など

(2) 進学用

- ① 日本学生支援機構（JASSO）
- ② 各新聞社奨学会

なお、すでに中学校で大阪府育英会の事前資格を認定された生徒(予約奨学生)は、中学校で渡された「進学届」、「奨学資金借用証書」等の書類を応接室（1F職員室西隣）に提出してください。提出日は別途連絡します。

▽ 奨学金については、係の先生から必要な時に連絡があります。教室掲示などで連絡しますので、注意しておいてください。

▽ 大学等進学のための奨学金については、3年生の4月に「保護者対象の説明会」を実施する予定です。

3. 高校の先を意識して

～ 夢に向かって ～

3-1 進路について

茨木西高校に入学して、皆さんは自分の夢を実現するために、さらに勉学に励むことになります。茨木西高校には、大学や専門学校への進学や就職など、いろいろな進路先を希望する生徒がいます。3年生になってから卒業後のことを考えるのでは遅すぎるので、1年生のうちから準備しておくべきことをまとめておきます。

1 年生

① 基本的な生活習慣の確立

- ・体調管理に努め毎日遅刻せず登校する。遅刻欠席が多いと、推薦入試や就職で不利になります。特に、推薦入試や看護・医療系、就職を考えている人は休まないようにしてください。
- ・授業の予習、復習のサイクルを定着させ、毎日の家庭学習の習慣を身につけて、定期考査で力を発揮できるように努力しよう。
- ・1年からの5段階評定の成績が大学入試や就職試験で使われます。

② 自分を知る

- ・自分が何に興味関心があるか、どんなことを学びたいか、将来どのような職業に就きたいかなど、自分のことを考えてみよう。
- ・将来のことについては家族ともよく話し合い、現段階で思っていることを共有しておこう。

③ 充実した高校生活を

- ・部活動や学校行事、地域活動などに積極的に参加する姿勢が大切です。
- ・推薦入試や就職試験では面接試験があり、自己アピールできる材料が多いと有利です。

2 年生

① 情報を集める

- ・どんな学校があるか、何を学べるか、そこが自分の目標や希望に沿っているかを調べる。
- ・複数のオープンキャンパスに参加しよう。

② 進路希望の方向性を決める

- ・自分で集めた情報を整理し、希望する進路を絞り込んでおく。
- ・受験に必要な教科、科目を調べ、適切な教科を選択する。
- ・家族や友人、先生に相談する。特に保護者にはきちんと自分の希望を伝えよう。

③ 早めの受験対策を

- ・まずは授業を大切にします。推薦入試では高校の成績が大きく影響します。
- ・講習への参加や、自分で参考書や問題集を用意し家庭学習の時間を増やす。

3 年生

① 進路実現に向けて

- ・家庭学習の時間をさらに増やし、受験対策を本格化させる。
 - ・長期休暇の講習を積極的に利用する。
 - ・全国規模の模試を受験し自分の実力を知った上で、苦手教科を克服する。
 - ・家族とは受験料や入学金、初年度の授業料についても話し合っておく。
- 4月中旬に保護者対象進路説明会があり、皆さんにも4月に予約奨学金の説明会があります。

3-2 3年次の進路決定のスケジュール(例)

現在の3年生のものを載せています。皆さんが3年生になった時のスケジュールは、決まり次第連絡します。学校によって異なる場合があります。詳しくは各自でよく調べておいて下さい。

名称変更（大学・短大）：ＡＯ入試⇒総合型選抜 推薦入試⇒学校推薦型選抜 一般入試⇒一般選抜

	大学・短大	専門学校	就職
4月	進路ガイダンス（2年3月） 保護者対象進路説明会 予約奨学金説明会	進路ガイダンス 保護者対象進路説明会 予約奨学金説明会	進路ガイダンス
5月			就職希望本登録 就職ガイダンス開始
6月	模擬試験校内実施 【体育祭】 保護者懇談	ＡＯ入試エントリー開始 【体育祭】 保護者懇談	【体育祭】 保護者懇談
7月	模擬試験結果返却 オープンキャンパス参加	ＡＯ入試エントリー実施 オープンキャンパス参加	求人票受付開始 保護者就職説明会 応募前職場見学
8月	総合型選抜エントリー開始 （下旬）学校推薦型選抜（指定校） 募集	（下旬）指定校推薦募集	応募前職場見学 受験先決定 （公務員）出願開始
9月	【文化祭】 学校推薦型選抜（指定校）校内選考 推薦面接ガイダンス 総合型選抜出願開始 共通テスト出願開始	ＡＯ入試出願開始 【文化祭】 指定校推薦校内選考 推薦面接ガイダンス	【文化祭】 模擬面接 就職試験 （公務員）1次試験
10月	学校推薦型選抜（指定校） 学校推薦型選抜（公募制）出願開始	指定校推薦入試 （看護・医療） 推薦入試出願開始	不合格者の 2次試験開始 （公務員）2次試験
11月	学校推薦型選抜（公募制）	（看護・医療）推薦入試	
12月	共通テスト受験票配布 （私立大学）一般選拔出願開始	（看護・医療） 一般入試出願開始	
1月	共通テスト （国立大学）出願 （私立大学）一般選抜 【授業終了】	（看護・医療） 一般入試 【授業終了】	最終のガイダンス 【授業終了】
2月	（私立大学）一般選抜 （国立大学）前期2次試験		
3月	【卒業式】 （私立大学）一般選抜 （国立大学）後期2次試験	【卒業式】	【卒業式】

4. 安全で安心な学校生活のために

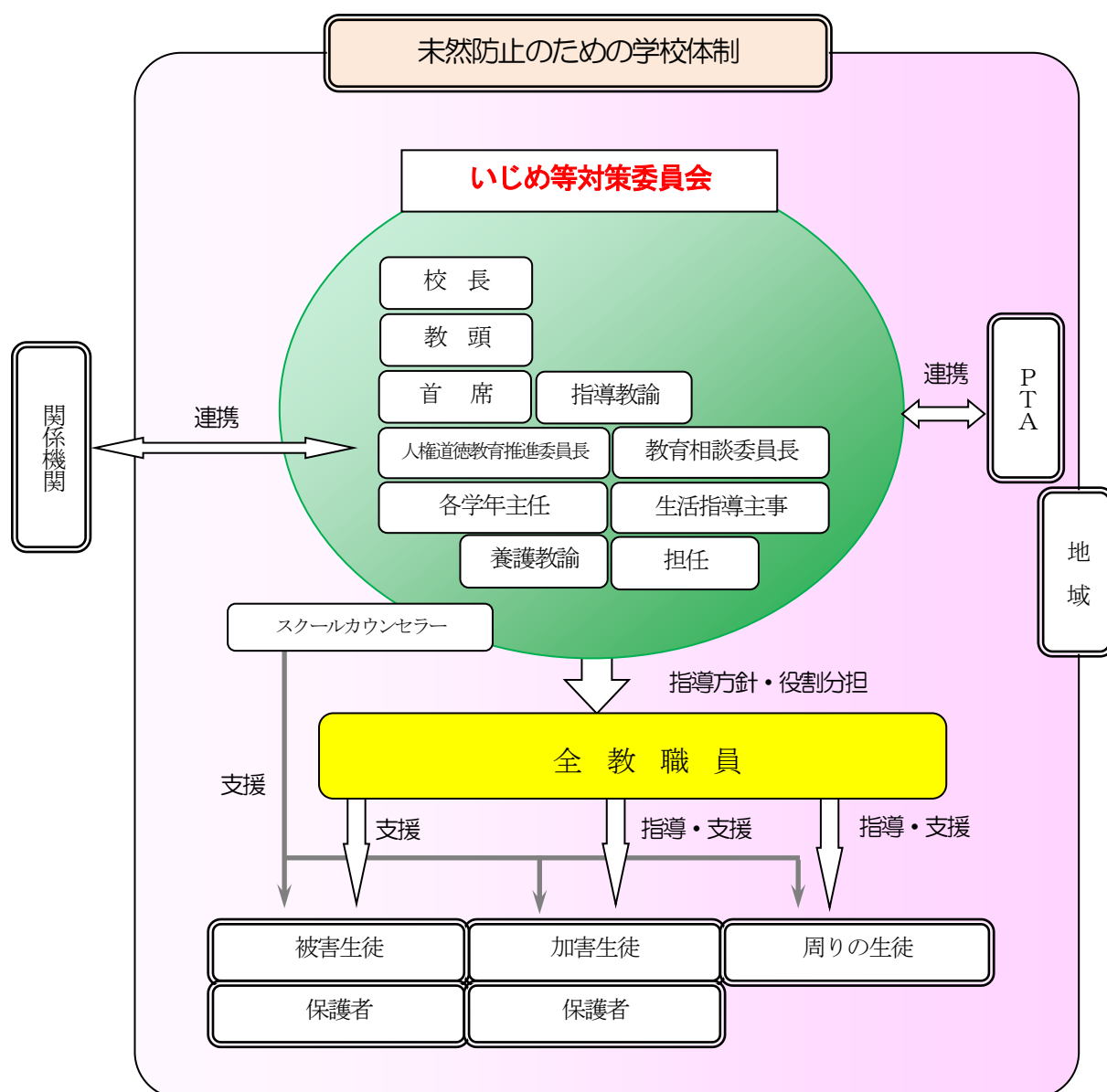
4-1 学校いじめ防止基本方針

●基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切です。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになります。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要です。

本校では、「互いに違いを認め合い、ともに学び、ともに生きる」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定めています。



●安全で安心な学校生活を過ごすために

生徒が安全で安心な生活を送ることができる学校づくりを進めるため、体罰、いじめ、セクシュアル・ハラスメント等の状況について、直接生徒から聞き取ることを目的として、生徒アンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」を、年3回実施しています。学校は把握した状況について直ちに事実確認をするとともに、必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。

実施するアンケートの例

安全で安心な学校生活を過ごすために

大阪府立茨木西高等学校

4月から新学期が始まり、約3カ月が過ぎました。新しいクラス、新しい仲間、はじめて教わる先生等、新しい環境にも慣れたころだと思います。一方で、これまで仲の良かった友達や気軽に話することができた先生と離れるなど人間関係が変化することで、不安を感じる時期でもあります。

困ったことや、悩み事にぶつかった時に、人に相談したり、共有することは、不安や辛さ、痛みを和らげることに繋がります。一人で抱え込むことなく、信頼できる人に相談することが大切です。

教育相談の案内

- 校内の相談窓口 校長、教頭、生活指導部長、教育相談委員長、人権道德教育推進委員長

072-625-5711

- すこやか教育相談24

0120-0-78310

24時間対応 *IP 電話はつながりません。

- 大阪府教育センター

すこやかホットライン Eメール: sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

06-6607-7361

午前9時30分～午後5時30分
月～金曜日（祝日・年末年始は除く）

- 子ども家庭相談室 0120-928-704（子ども専用）
06-4394-8754（おとな専用）

午前10時～午後8時 月・火・木曜日（祝日・休日は除く）



----- 切り取り線 -----

〇いじめ、セクハラ、体罰等について、相談したいことがあれば書いてください。

*記入した内容について、学校は責任を持って対応し、あなたの不利にならないようにしますから、ありのままに記入してください。

年 組 なまえ

●教育相談

本校には、教室棟の1階に相談室があり、スクールカウンセラーが来校し、生徒や保護者を対象にした相談に対応しています。来校日は決まり次第、相談室だよりやホームページ等で保護者の方にもお知らせします。

なお、大阪府には下記のような相談機関があります。必要に応じてご利用ください。

「すこやか教育相談」のご案内

大阪府教育センター「すこやか教育相談」では、電話、Eメール、FAXによる相談に応じて、相談者自らが問題の解決に向かうことができるよう支援を行っています。

また、学校を通して依頼される面接相談によって、学校と連携しての支援も行っています。

相談の内容(電話、Eメール、FAX 相談)

- ・不登校など学校における不適応
- ・学校におけるセクシュアル・ハラスメント
- ・家庭における子育て、しつけ(小・中・高年齢)
- ・発達の遅れ、障がいのある子どもの生活や学習・指導
- ・進路や進路変更(中途退学等) など

相談の対象

(上記の内容に関して)子ども・保護者・教職員

相談時間

- ◇電話相談・・・月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分
(祝日、年末年始は休みです)

- ◇Eメール相談・FAX 相談・・・24時間窓口設置(但し、回答は後日)

◎子どもからの相談(すこやかホットライン)

電話 06-6607-7361 Eメール: sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

◎保護者からの相談(さわやかホットライン)

電話 06-6607-7362 Eメール: sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

◎教職員からの相談(しなやかホットライン)

電話 06-6607-7363 Eメール: sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

○FAX 06-6607-9826

- ・高校中退に関する相談窓口 電話 06-6607-7353
- ・スクール・セクシュアル・ハラスメントに関する相談は、相談者と同性の相談員が対応します。
- ・平日の相談時間以外や土、日、祝日の電話相談については

24時間対応「すこやか教育相談24」(電話 0120-0-78310)をご利用ください。

- ◇面接相談・・・月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分(祝日、年末年始は休みです)

※ 学校を通して事前の電話予約が必要です。電話 06-6692-1882 (内線 250)

費 用 無料

相談担当者 精神科医、公認心理師/臨床心理士、教員経験者、など

場 所 大阪市住吉区苅田4丁目13番23号

大阪府教育センター 本館5階 教育相談室

- OsakaMetro御堂筋線「あびこ」駅下車、東北東へ約700m
- JR阪和線「我孫子町」駅下車、東へ約1,400m
- 近鉄南大阪線「矢田」駅下車、西南西へ約1,700m

4-2 保健室の役割

●保健室の役割

保健室は生徒の健康診断・健康相談・救急処置等を行い、皆さんが健康で安全な学校生活を送ることができるよう支援する場です。場所は普通棟1階にあります。

●健康診断

学校保健安全法に基づいて、健康診断を実施します。学校で実施する健康診断を受けなかった場合は、各自自費で健康診断を受け、結果を提出しなければなりません。健康診断の内容は以下の通りです。

＊定期健康診断…心臓検診・結核検診・内科検診・歯科検診・尿検査・聴力検査・視力検査・身体測定
・眼科検診(抽出者) 耳鼻科検診(抽出者) 色覚検査(希望者)

＊臨時健康診断…合宿前検診・修学旅行前検診・感染症や食中毒の発生時

健康診断の結果、何らかの所見がみられたり、疾病の疑いがあると判断された場合は、文書でお知らせをします。その場合は、速やかに医療機関を受診して、適切な検査・治療を受け、学校にその結果を報告してください。

また、運動制限等で学校生活上配慮を要することがある場合には、学校から所定の用紙を渡しますので、主治医に指示事項を記入してもらい、学校へ提出してください。

●健康相談

学校医による健康相談と、養護教諭による健康相談があります。体調不良、疾病の治療に関するもの、学校生活における身体的・精神的な悩み等、健康に関する相談があれば保健室に申し出てください。

●救急処置

学校管理下で突発的に起きた怪我や疾病に対して行います。

●保健室の利用について

- ① 授業の妨げにならないように、なるべく休憩時間に利用しましょう。授業中に発生した場合は、授業担当の先生に伝えてから、保健室へ来るようにしてください。(授業中の利用は欠課・遅刻などになります)
- ② 救急処置は学校管理下で発生したその日の傷病に対してのみ行うもので、怪我等の手当てはあくまでも救急処置の範囲ですから、必要に応じて帰宅後専門医の診察、治療を受けてください。
- ③ 保健室休養は原則として1時間までとします。長時間の休養が必要な場合には、早退を指示しますので、担任の先生の許可をもらってから帰宅してください。
- ④ 保健室では、アレルギーや副作用の事故を考えて、内服薬は投与していません。常備薬は各自で用意してください。また、マスクや生理用品は緊急用として保健室で準備しておりますが、若干数しかありません。マスク、生理用品についても、各自で用意してください。
- ⑤ 保健室を利用した場合は、利用状況を記入した用紙を渡しますので、担任または授業担当の先生に提出してください。

●学校において予防すべき感染症

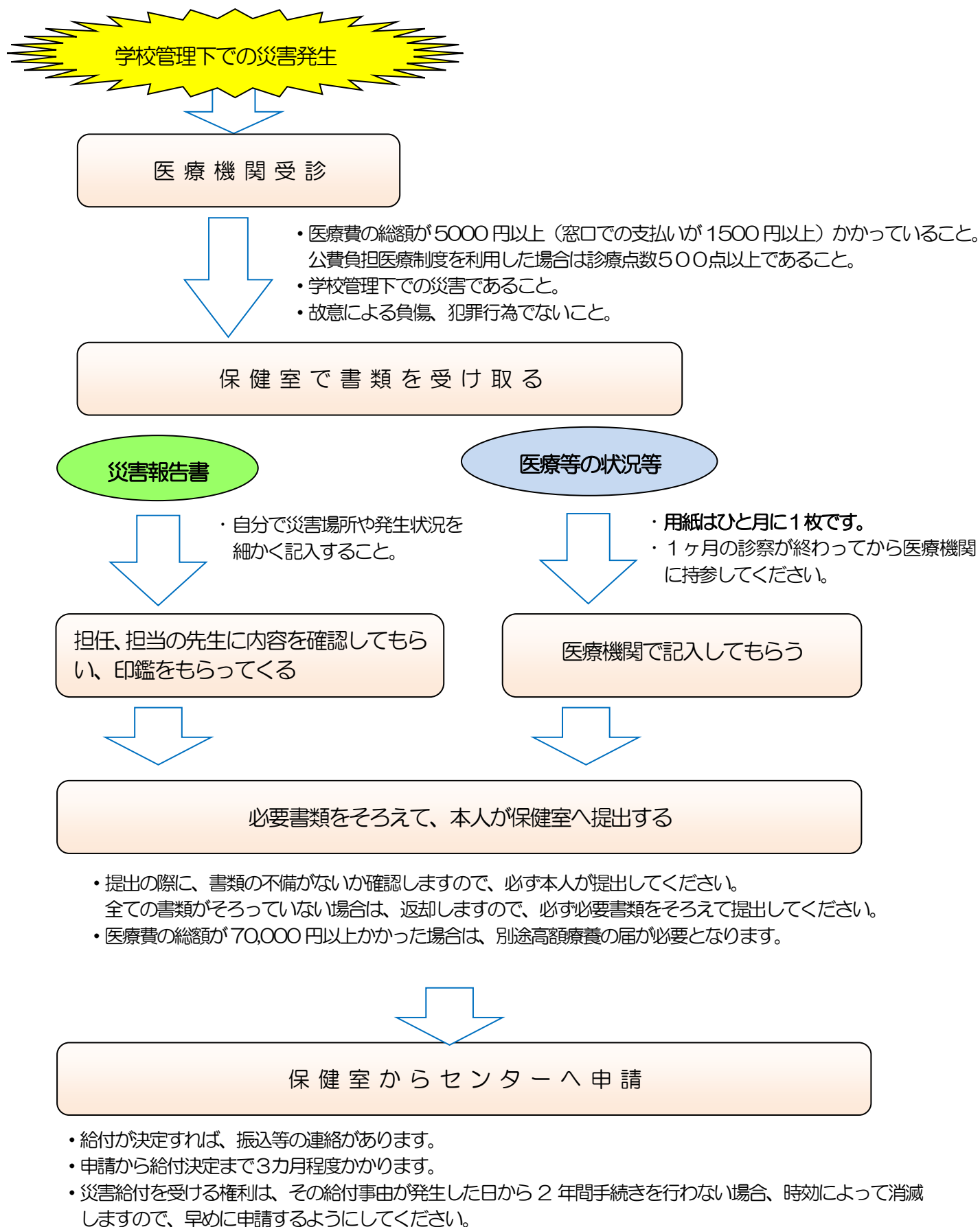
学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」にかかった場合は、出席停止となります。
「学校において予防すべき感染症」と診断された場合は、速やかに学校（担任）に連絡し、医師が指示する期間は登校を控え、療養してください。この期間は「出席停止」となり「欠席」として取り扱いません。その場合は必ず、「学校感染症罹患に係る出席停止届」を学校へ提出してください。提出は登校後でかまいません。

学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準は以下の表のとおりです。（令和5年5月時点）

種別	疾患名	出席停止期間の基準
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※「軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	結核	
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症（O157）・ 腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 ≪その他の感染症≫ 感染性・ウイルス性胃腸炎 流行性嘔吐下痢症 マイコプラズマ肺炎 溶連菌感染症 带状疱疹 など	病状により、学校医・その他の医師等において感染のおそれがないと認めるまで ※ただし、第3種の「その他の感染症」は、直ちに「出席停止」の対象にはなりません。

●スポーツ振興センターの申請について

学校管理下において発生した災害で医療機関を受診し、医療費の総額（健康保険でいう 10 割分）が、5000 円以上かかった場合に、スポーツ振興センターに災害給付の申請ができます。



4-3 災害時の対策

1. 火 災

○ 生徒在校時

正確な状況判断に基づき、迅速に生徒を避難させるとともに初期消火に努める。

○ 生徒登校前

状況により本校 Web ページおよび「ライデン・スクール」(→ P. 28)を活用し、登校の可否を連絡する。

2. 台 風

○ 生徒在校時

状況により授業停止・下校措置等、速やかに生徒の安全確保に努める。

○ 生徒登校前

前日に予想される場合は、下校までに状況に応じた適切な指示を与える。なお、非常災害時および公共交通機関の運行に支障がある場合については、以下のように時程を変更する。

▽ 大阪府全域または北大阪に「**暴風警報**」又は「**特別警報**」が発令された場合の時程の変更について

- 午前7時までに解除された場合・・・ 平常どおり8時40分より授業開始
- 午前9時までに解除された場合・・・ 3限目(10時40分)の授業より開始
- 午前11時までに解除された場合・・・ 5限目(13時20分)の授業より開始
- 午前11時現在、暴風警報 又は 特別警報が継続している場合・・・ 臨時休校

● 臨時休業を行った際の授業の補充は、追って連絡します。

● 「大雨警報」等の場合は、通常通り8時40分より授業があります。注意してください。

3. 地 震

○ 生徒在校時

正確な状況判断に基づき、迅速に生徒を避難させるとともに点呼により安全確認を実施する。

大規模な地震が発生した場合は、安全な帰宅が可能な生徒については、「備蓄食料」等を配布し帰宅させる。公共交通機関の運行見合わせ等で帰宅困難な生徒については、「備蓄食料」等を活用し安全な帰宅が可能となるまで校内に留め置く。

○ 生徒登校前

状況により本校 Web ページおよび「ライデン・スクール」(→ P. 28)を活用し、安否の確認を実施する。

● 地震や台風などによる「緊急時の連絡」および「行事予定の変更」については、本校 Web ページの「重要なお知らせ」および「ライデン・スクール」(→ P. 28)にてお知らせします。



4-4 支援教育

本校では、スクールソーシャルワーカーや自治体の福祉機関と連携し、生徒を取り巻く環境の整備を行い、生徒の自立に向けての支援を行っています。

成長や発達に関する相談をはじめ、家庭環境や家族との関係に関する相談など、ご家庭だけで抱え込むことなく相談してください。

〈相談例〉

- ・「個別の教育支援計画」に関すること。
- ・子どもの病気や疾患等に関すること。
- ・子どもの成長・発達に関すること。

〈校内の相談窓口〉

- ・各クラスの担任、または支援教育コーディネーター（新崎）までご相談ください。

〈校外の相談窓口〉

各自治体に、子育てや家庭の悩みを相談できる窓口もあります。必要に応じて、QRコードを参照いただき、ご活用ください。

茨木市相談窓口



吹田市 児童部 家庭児童相談室



摂津市 子育て支援課



その他、市町村相談窓口



5. 地域・世界・家庭とつながる取り組み

5-1 地域交流・国際交流

本校では、地域貢献活動や国際交流を通して、生徒一人ひとりの豊かな人間性を育み、地域を愛する気持ちを育てるとともに、積極性を養い、自信をもたせ、夢や志を育む取組みを年間通して実施しています。



通学路清掃



通学安全指導



春日丘地区敬老会



通学路清掃



穂積地区餅つき

April

May

June

July

August

September

October

November

December

January

February

March



春日丘地区ふるさと祭



穂積地区ふるさと祭



オーストラリア夏期語学研修
(夏休み中 隔年)



文化展



春日丘地区とんど祭

5-2 PTA行事

* 令和6年度 PTA活動の報告 *

日程	行動・活動	備考
令和6年4月20日(土)	PTA実行委員会	
5月17日(金)	PTA総会 役員会 学年懇談会	予算・活動計画等審議
5月25日(土)	第2回PTA実行委員会 第1回各種委員会	
6月4日(火)	体育祭	スポーツドリンク配布など
6月14日(金)	通学安全指導	茨木警察、地域とも連携
7月20日(土)	第3回PTA実行委員会	
8月24日(土)	第4回PTA実行委員会	
8月26日(月)	通学安全指導	茨木警察、地域とも連携
9月6日(金) 7日(土)	文化祭	ブックカフェ
9月28日(土)	PTA進路講演会	マネープランに関する講演
10月5日(土)	三島地区PTA交流会 ソフトバレーボール大会	令和6年度 第5位
10月26日(土)	第3回オープンスクール	参加中学生保護者を対象に説明
10月29日(火)	通学安全指導	茨木警察、地域とも連携
11月2日(土)	PTA社会見学	令和6年度は滋賀旅行
11月2日(土)	第2ブロックPTA協議会	大阪府立茨木高等学校
12月8日(日)	PTA手作り講習会	レジンクラフト
令和7年2月13日(木)	学校保健委員会	
2月16日(日)	第5回PTA実行委員会	
2月16日(日)	第4回オープンスクール	参加中学生保護者を対象に説明
2月16日(日)	PTA手作り講習会	とんぼ玉
2月28日(金)	第47回卒業式	
3月21日(金)	合格者説明会	PTA活動の説明
4月8日(火)	入学式	
5月16日(金)	PTA総会(予定)	令和6年度役員業務終了

※ PTA広報誌「葦若」(広報委員会作成)は、1学期終業式頃と3学期卒業式頃の年2回発行

5-3 ライデン・スクール(メールによる情報配信)

本校では「ライデン・スクール」サービスを導入し、ご家庭への連絡等をしております。今後も、学年から定期的に学校の様子をお伝えするとともに、感染症の状況や自然災害による行事変更のお知らせなど、様々な情報をお届けいたします。下記の内容をご参照のうえ、是非ご登録いただきますようお願いいたします。

1. 配信情報の内容について

- 突発的な事象が発生したとき（台風や自然災害で休校するような場合、学校行事が変更になった場合、危険の及ぶおそれがある場合など）
- 行事予定や各種の案内
- その他、配信の必要があると判断したとき
- 保護者宛の配布資料（※紙での配布を中止し、メールにて配信しています。）

2. メール受信登録について

- 「メール受信登録の仕方（保護者用）」の手続きに従ってメール受信登録をされた方のみに配信されます。なお、携帯電話等で受信される場合、通信にかかるパケット代金は受信される方の負担となります。メール受信登録は無料です。
- メール受信登録は電子メールが送受信のできる携帯電話あるいは、パソコンの電子メールを利用して行ってください。
- 携帯電話では、迷惑メールフィルターなどの設定により、受信許可設定を行わないとメールを受信しない場合があります。
- 事前に迷惑メールフィルターの設定変更をお願いします。設定の詳細は「メール受信登録の仕方（保護者用）」の「手順1.」をご参照のうえ、詳しい操作方法などはお使いの携帯電話会社にお問い合わせください。
- このメール配信サービスは学校側から情報提供する一方通行です。送信元のメールアドレスに返信しても何もおこりません。
お問い合わせがある場合は、直接電話等で学校宛にお問い合わせください。

3. 個人情報の管理について

このメール配信サービスで必要な情報は、生徒名、メールアドレスです。その他の個人情報は不要です。また情報はこのサービスのためだけに使用されますので、他の広告などは一切届きません。

メール受信登録の仕方（保護者用）

手順1 受信許可設定

- (1)迷惑メールフィルターを、〈 ibarakinishi-shs@s2.ktaiwork.jp 〉から送られるメールを受信できるように設定を変更してください。
- (2)「URL 付きメール拒否設定」を「設定解除」してください（PC と携帯の両方の設定がある場合は、PC メールの方を「設定解除」してください）。
- ※ 詳しい操作方法は、お持ちの携帯電話の説明書をご覧ください。各携帯ショップに本プリントをご持参のうえ、お問い合わせください。

手順2 登録の空メール送信

空メール送信先 p.ibarakinishi-shs@s2.ktaiwork.jp



QR コード

- 上記に、空メール(件名、本文不要)を送信してください。
- メールが送信できない場合、エラーメールを受信した場合は、アドレスが間違っている可能性があります。もう一度確認して再度空メールを送信してください。
- ※ 空メールを送信できない機種(iPhone 他)では、本文または件名に適当な 1 文字を入れて送信してください。

手順3 仮登録完了メール受信

折り返し、「メールサービス本登録のご案内」というメールが届きます。

これは、現在の状態が仮登録であることの通知です。

手順4 本登録

- (1)手順3で受信したメールの末尾記載の「以下のURL から一週間以内に本登録を実施してください。」で指定されたURL にアクセスしてください。
- (2)登録画面が表示されますので、 **生徒名** を入力して「次へ」「登録」ボタンを押してください。

手順5 本登録完了メール受信

「メールサービス登録完了」という件名のメールが届けば登録完了です。

6. 特別室利用について

6-1 図書館

1. 開館日及び開館時間

(1) 開館日

学校の休業日及び学校行事日を除く毎日。但し、都合により閉館する場合がある。

夏季、冬季及び春季休暇中については、特別に開館日を設ける場合がある。

(2) 開館時間

原則として、平日は昼休みおよび放課後午後 4 時 45 分までとする。

2. 館内閲覧

(1) 館内においては静粛にし、他の人の迷惑になる行為をしない。

(2) 飲食物の持ち込みは禁止する。

(3) 携帯電話等の使用は禁止する。

(4) 読み終わった図書は必ずもとの場所に正しく返すこと。無断で館外に持ち出してはならない。

3. 図書の貸し出し・返却

(1) 貸し出し図書の冊数は 3 冊までとし、貸し出し期間は 2 週間とする。夏季・冬季休暇については変更あり。

(2) 図書の貸し出し・返却は、開館時間内に図書を持って、カウンターで手続きをとること。期限内に返却しなかった場合は、以後の貸し出しを停止することがある。

(3) 図書を紛失・破損した場合は、直ちに係教員に申し出る。原則として同じ図書で弁償するものとする。

(4) 定期刊行物、雑誌、新聞の貸し出しはしないので館内で利用する。(但し、雑誌のバックナンバーについては貸し出し可)

4. コンピューターの利用

コンピューターの使用に関しては「学校情報ネットワーク利用規定」に従う。

6-2 自習スペース（図書館内）

校内で自主的に学習するためのスペースです。使用にあたっては次のルールを守って使用してください。

1 利用できる日及び時間

原則、図書館の開館日及び開館時間に準ずる。

2 利用上の注意

(1) 図書室の館内閲覧に準ずる。

(2) 自習スペースは、生徒が自学自習する場所として位置づけるので、教師等が生徒に教える場合は別の教室等で行うこと。

6-3 体育館

- (1) 体育館内へは必ず素足で入ること。(下足及び上履きでの入場は厳禁)
- (2) 体育館 2 階競技場では規定の体育館シューズを使用する。
- (3) 教室棟 2 階から体育館への通路は体育授業時の移動および食堂への移動では使用しないこと。
- (4) 体育授業時に更衣室を使用の際、貴重品は個人ロッカーに収納すること。
また、部活動時に使用の際は全ての荷物を活動場所に持って行き、各部活動で管理すること。
- (5) 男子更衣室は素足で使用する。
- (6) 体育館の昼休み等の解放は原則認めていない。
- (7) その他体育の授業時の指示に従うこと。

6-4 進路指導室

- (1) 進路指導室内では静かに閲覧すること。進路指導室には就職先や大学等からの来客がたくさんあり、自分自身のためにも先輩のためにも来客の方に西高のいい雰囲気を少しでも感じてもらいましょう。
- (2) 服装・あいさつ言葉遣い等に注意しましょう。飲食は禁止です。(1)と同様の理由です。
- (3) 閲覧資料は必ず元の位置に戻しましょう。
- (4) 進路指導室前の机の上にある資料は持ち帰っても構いません。
- (5) 進路指導室の資料には貸し出しが可能なもの(大学別過去入試問題)と貸し出し厳禁のものが
あります。貸出希望者は必ず進路指導室の先生に申し出てから借りましょう。

6-5 生徒相談室

毎日の生活の中でわたしたちはさまざまな問題にぶつかります。特に高校時代にはいろいろ悩んだり、行き詰まったりするものです。友人関係がうまく行かなかったり、集団の中での生活がプレッシャーになったりするかもしれません。なにもかもやる気がなくなってどうしたらいいのかわからなくなることもあるでしょう。

大きな壁にぶつかった時は、自分でしっかり考えて解決しようとすることも大切ですが、ひとりでは解決方法が見つからない時もあります。そんな時には友達や家族、学校の先生など、誰かに話をしてみるのもいいかもしれません。

本校には生徒相談室があり、各学年に相談係の先生がいます。周囲の人に相談しにくい時には、相談室で話を聞いてもらうこともできます。スクールカウンセラーの先生を紹介してもらうこともできますので、ぜひ気軽に利用してください。

また、スクールカウンセラーの先生への相談は、生徒の皆さんだけでなく、保護者の方も可能ですので、担任の先生や各学年の相談係の先生を通じて申し込んでください。

6-6 食堂

学校食堂は、みんなが楽しく食事をする場所です。公共の場であるという心構えを忘れずに、各人がマナーを守りましょう。

1 利用時間

- (1) 午前中の休憩時間中（ただし、パン類・飲み物の販売のみ。）
- (2) 昼休み時間
- (3) 定期考査前及び考査期間中の利用方法・時間については、そのつど決める。

2 利用に際しての注意

昼休み迄に購入したパン類は教室外で飲食しないこと。（食べ歩きをしないこと）

- (1) 食後の食器類は食器洗いで簡単に洗ったのち、洗い場へ入れておく。
- (2) 使用した椅子はテーブルの下の椅子かけに必ずかけておく。
- (3) 混雑しているときは割り込みしたり他人に購入を頼んだりしないこと。
- (4) アイスcreamは、必ず食堂内で飲食すること。
- (5) 5 限開始の予鈴があったらすぐ教室に戻る。
- (6) 食堂へは下履きにはきかえて行く。
- (7) 体育の授業の後など、靴が泥で汚れている場合はしっかり落としてから利用すること。

7. 規定・規約集

7-1 生徒心得

(前文)

学校は一つの民主的共同体である。

この共同体の成員である生徒各自のきまりは、本来、各自がその社会の成員であるという自覚に立って、自主的に決めてゆくべきであって、決して形式的な徳目によって規制すべきものではない。従って以下に記した心得は、共同体の連帯を保持し、教育の目的を実現するための最小限のルールとして示すものである。

(礼儀)

1. 常に本校生徒としての誇りをもち、相互信頼の精神によって、好ましい人間関係を作るために努力し、そのなかで、自然に、日常生活の礼儀習慣を身につけること。
2. お互いに意見の違いが起こっても、腕力に訴えるのは最悪の解決法である。話し合いによる理性的な関係を堅持しよう。

(交友交際)

友人相互で、学び合い、その中で良友を見出すと共に、多くの友達との触れあいを通して、視野を広めよう。

(服装)

服装は清潔を旨とし、すべて別記に定める規定による。ただし、疾病などやむを得ぬ事情があるときは、保護者から異装願いを生活指導部に出し、生活指導部の許可を受けることができる。

(登下校)

1. 1限めは8時40分からであるが、8時35分以降は生活指導上の遅刻とする。少なくとも8時30分までには登校すること。
2. 登校時から授業終了時までには外出を禁止する。ただし、やむを得ない所用の場合は諸届欄に用件を記入し、学級担任の許可を受けること。
3. 下校時刻については、水曜日を午後4時30分、その他の曜日を午後5時とする。ただし、顧問、担任等の付添いのある活動は下校を延長することができる。

(校内生活)

1. 授業はやむを得ぬ理由による以外はみだりに欠課してはならない。
2. 授業開始の合図で着席し、授業を受ける態度で待つこと。
3. 授業中、携帯電話は電源を切って鞆の中にしまっておくこと。
4. 自習の場合は、関係の先生又は教務の先生の指示をうけ、教室において自習すること。
5. 貴重品はなるべく持参しないこと。万一持参したときは、紛失・盗難のないように細心の注意を払うこと。体育、その他の授業、部活動等で、貴重品を携帯できない場合は、ロッカーに入れ鍵をかけ万全を期すること。
6. 校舎・校具は大切に取り扱い、万一誤って破損紛失したときは、直ちに教員に申し出ること。なお、本人の不注意による破損等は、修繕費等を負担しなければならない。
7. 学校の器具を使用するときは、あらかじめ係の先生の許可を得て使用し、使用後はよく整頓しておくこと。

8. 学校内外で、生徒が企画した集会等を実施する場合は、あらかじめ生徒会部の許可を受けること。
9. 掲示物を貼布し、またはビラ等を配布するときは、必ず生徒会部に事前に届け出ること。
10. 許可なく屋上への立ち入りは禁止する。また、4階渡り廊下等への立ち入りも禁止する。
11. 非常時以外の非常階段の使用は禁止する。
12. 自転車は所定の自転車置場に整然と並べ、校外にみだりに放置しないこと。
13. 自転車通学を希望する者は、生活指導部の許可を受け、通学用自転車の所定の位置にステッカーを貼ること。

(考査)

1. 考査は厳正な態度で受け、不正な行為は絶対にしないこと。不正行為が発覚したときは、特に厳しく指導する。
2. 定期考査1週間前より、原則として、部活動は禁止する(ただし、公式戦が控えている場合は除く)。
3. 定期考査1週間前より、考査期間中、職員室及び各教科準備室への入室を厳禁する。
4. 考査時の机の配置は原則として縦6列とし、出席順に着席すること。
5. 考査時は、筆記用具のみ机におき、教科書・ノート等はすべて鞆に入れ、椅子の下におき、机の中には何も入れておかないこと。
6. 考査期間中、校舎内への携帯電話等電子機器類の持ち込みは禁止とする。
7. 考査時の遅刻者については、時間延長は認めない。また、欠席したときはその理由を担任に申し出ること。

(交通道德)

1. 登・下校時においては交通規則及び公衆道德を守ること。
2. 交通事故をおこした際は、必ず警察に連絡し、交通事故としての処理をすること。
3. 徒歩通学生は右側、または歩道通行を守り、多数が路上で横隊となって通行するような行為は厳に慎むこと。
4. 自転車での通学においては次のことを必ず守ること。
 - ① 自転車は必ず学年別所定の場所に整然として置くこと。
 - ② 道路交通法に違反する行為はしないこと。
(二人乗り、傘さし運転、無灯火走行、携帯電話を操作しながらの走行、イヤホン装着など)
 - ③ 右折・左折の際は前後左右を確認すること。
 - ④ 並進通行をしないこと。
 - ⑤ 本校北門外側の住宅地内のカキハラ地区、及び私道(狭い坂道)の通行は禁止する。
 - ⑥ 自らの生命の尊重に留意し、事故のもたらす社会的責任を充分認識すること。

(校外生活)

1. 享樂的な場所への出入りは厳に慎むこと。
2. 下校時の無用な寄り道や、夜間外出は慎むこと。やむを得ぬ場合でも、服装・言行に留意し、帰宅時間を家の人に告げておき、必ず守ること。
3. 20歳未満の者の飲酒・喫煙は、法によって禁じられているため、行わないこと。
4. 休日等の私的な旅行は原則として、保護者の付き添いを必要とすると共に、周到な計画を立て、無理のない行程を組むこと。
5. アルバイトは、原則として禁止する。ただし家庭の事情により保護者の責任のもと行う場合はこの限りでない。

7-2 届け出が必要なもの

以下の事項については、事象の発生した時点で速やかに所定の手続方法に従って学校に届け出なければならない。

1 在籍異動に関するもの

転・退学願、休学願、復学願 等

2 出欠に関するもの

出席停止届（感染症や入試等による出席停止）

忌引届（服喪日数は、父母5日、兄弟・祖父母3日、その他の親族1日）

3 変更に関するもの

住所変更届、保護者変更届 等

4 その他

自転車通学届、遺失拾得届、紛失・盗難物届、学校器物の破損届、学割旅行願、生徒証再発行願
異装願、学校器具の借用願、学校施設の使用願、掲示許可願

【届出先・手続方法一覧】

事項	届出先
出席停止届	担任
忌引届	担任
住所・保護者変更届	事務室 ⇒ 担任 ⇒ 教務部 ⇒ 事務室
自転車通学許可願	担任 ⇒ 生活指導部 ※ステッカーを所定の位置に貼る
遺失拾得届、紛失・盗難物届	生活指導部
学校器物の破損届	担任 ⇒ 生活指導部 ⇒ 事務室
学割旅行願、生徒証再発行願	事務室 ⇒ 担任 ⇒ 事務室
異装願（怪我の場合など）	生活指導部
学校器具の借用願	担任または顧問 ⇒ 各担当係
学校施設の使用願	担任または顧問 ⇒ 事務室
掲示許可	担任または顧問 ⇒ 生徒会
公欠届	部顧問

7-3 学則抜粋

以下に示すのは本校の学則の抜粋です。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第4条 修業年限は、3年とする。

(学 期)

第6条 学期は、次のとおりとする。ただし、校長が大阪府教育委員会の承認を得て定めたときはその学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

第4章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第8条 教育課程及び授業日時数は、別表のとおりとする。

2 生徒は、前項に規定する所定の教育課程を履修しなければならない。

第5章 学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定

(学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定)

第9条 学習の評価についての必要な事項は、校長が別に定める。

2 各学年の課程の修了及び卒業の判定についての必要な事項は校長が別に定める。

3 校長は、前項の規定により卒業を認めた生徒には、卒業証書を授与する。

4 校長は、必要と認めた者には、卒業証明書、単位修得証明書、成績証明書及び在学証明書を交付する。

(原級留置)

第10条 校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができない生徒を原級に留め置くことがある。

第6章 入学、転学、留学、海外からの留学生の受入れ、退学、休学、出席停止等

(誓約書及び保証書等)

第14条 入学を許可された者は、入学の日から15日以内に、誓約書及び確認書を校長に提出しなければならない。

(保護者等の異動の届け出)

第15条 保護者等はその住所その他に異動のあったときは、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

(転 学)

第16条 他の高等学校に転学をしようとする生徒は、願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第 16 条の 2 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(退 学)

第 17 条 退学をしようとする生徒は、願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(休 学)

第 18 条 病気等の理由により、休学をしようとする生徒は、願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

(復 学)

第 19 条 休学中の生徒が、理由の消滅により復学をしようとするときは、願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出 しなければならない。

2 前項の規定により復学を願い出たときは、校長は、委員会の定めるところにより、相当学年に復学を許可する。

(感染症予防措置)

第 20 条 校長は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことがある。

2 校長は、生徒が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれがあるときは、当該生徒に理由及び期間を明示の上、出席を停止させることがある。

第 8 章 賞罰

(懲 戒)

第 26 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

7-4 学習における注意事項

- ・ 高校では、中学校と違い授業の欠課時数や成績によって単位修得ができない場合があります。
- ・ 特に成績に関しては、39 点以下が欠点となり、学年末の評点が 39 点以下の場合には、その科目が不認定（評定「1」）となります。
- ・ 学年の進級や卒業については、学年末の判定会議において検討し、校長が認定します。
- ・ 判定会議において「追認定」や「原級留置（進級や卒業ができない）」の結果になる場合もあります。

日々の授業を大切にし、家庭学習も定着させましょう。

7-5 生徒会組織

【生徒会執行部】

会長（１名）、副会長（１名）、書記会計（１～５名）

【学級役員】

委員名称（男/女）名	仕事
学級代表（２）	HRをとりまとめる
*文化委員（４、通年）	文化祭、その他の文化的活動
*体育委員（１/１）	体育祭、球技大会などの体育的活動
生活委員（２）	校則、きまりの検討、風紀、厚生
体育祭会計委員（２、通年）	体育祭のクラス会計全般
文化祭会計委員（４、通年）	文化祭のクラス会計全般
*保健委員（１/１）	クラスの健康観察・傷病者の世話、保健に関する広報活動・美化
庶務委員（２）	クラスの庶務・行事の補助
*図書委員（１、通年）	図書館の運営補助、読書指導等
*選挙管理委員（１、通年）	執行部の選出

（学級代表は生徒議会を構成し、議長１名、副議長１名、学年代表各１名を選出する。）

（*は各委員会を構成し、委員長１名、副委員長１名を選出する。）

7-6 生徒会選挙規定

第１章 総則

第１条 この選挙法は執行部役員のうち生徒会長、生徒会副会長各１名、書記会計１～５名を選出する際に適用される。

第２条 生徒会会員はすべて選挙権、被選挙権をもつ。

第３条 生徒会役員の任期を１０月から翌年の９月の１年間とし、選挙は１０月初旬に実施する。

第２章 選挙管理委員会

第４条 選挙管理委員会は各クラスより１名選出された委員によって構成される。委員長及び副委員長は委員の互選による。

第５条 選挙管理委員会は、選挙準備及び選挙施行に関する一切の事務を行う。

第６条 選挙管理委員の任期は１学期のはじめに選出されてから、３学期末の１年間とする。

第７条 選挙管理委員は立候補や選挙運動をしてはならない。

第３章 立候補及び選挙運動

第８条 すでに、クラスの役員や生徒会委員に選ばれている者でも、それらを辞任して立候補することができる。

第9条 立候補者は選挙管理委員会により定められた期間中に委員長もしくは生徒会部の教職員まで届け出なければならない。

第10条 ポスター、立会演説会、選挙広報、選挙運動については選挙管理委員会が指示する。

第4章 選挙施行

第11条 対立候補のない場合は、信任投票を行う。信任票が全生徒会員の半数を上まわった場合、信任されたものとする。

第12条 投票は選挙管理委員会の指示に従って行われる。

第13条 選挙管理委員会の定めた方法によらない投票は無効とする。

第14条 最高得票者を当選とする。ただし、同数得票者があれば決選投票を行う。

第5章 補則

第15条 執行部役員の辞任や欠員のため職務行が不能になったとき、選挙管理委員会は補欠選挙を行う。

第16条 下記の場合選挙管理委員会は適切な措置を行う。

- (1) 各役員に立候補者がいない場合
- (2) 信任投票数が全会員の半数以下の場合

7-1 部（同好会）設立規定

1 同好会の設立

活動の目的が文化的・体育的に茨木西高等学校の生徒会活動の一環として、その発展に寄与すると認められるもので、以下に掲げる条件を満たし、顧問会議、職員会議で承認されたものについては、同好会としてその活動を認めるものとする。ただし、基本的に部援助金は保障されない。

『申請条件』

- (1) 同好者が活動に適当な人数（5人以上）であること。
- (2) 広く一般に行われ、特殊な施設・設備・用具を必要としないこと。
- (3) 活動場所を確保する場合、現在活動している部（同好会）と活動場所の施設管理者に事前に協議すること。
- (4) 活動に要する準備費・その他で個人負担が大きくなること。
- (5) 同好会設立の主旨・目的をよく理解し活動に協力してくれる指導者（顧問）がいること。
- (6) その他学校教育上活動が適当であると認められるもの。なお設立の手続きは随時行うこととする。
- (7) 同好会設立願を提出する。

2 部昇格

『申請条件』

6ヶ月以上同好会活動が適切に行われ、同好会員が10人以上おり、今後の活動も長期的に可能と認められる同好会については、顧問会議、職員会議の承認を得て、部昇格を認めるものとする。ただし申請はその年度の9月末までとし、その際、部昇格願を提出する。

3 部・同好会規定

各部・同好会は顧問の指導の下に、以下に掲げる活動を行わなければならない。

- (1) 原則として活動は、放課後並びに長期休業中とする。活動は設立の主旨・目的に沿って、目標を定め継続的に行うこと。朝練をする場合は顧問の付き添いが必要。また基本的に試験 1 週間前、試験期間中は活動禁止であるが、活動する場合は顧問を通じて、生徒会部長へ申し出ること。また活動時間は 2 時間程度にすること。
- (2) 新入生を勧誘し、新入部員を指導すること。
- (3) 生徒会行事に積極的に協力し参加する一方、校外の各種大会に出場すること
- (4) 部代表者会議には必ず出席すること。
- (5) 部援助金を請求し執行すること。
- (6) 施設・設備を大切に使用し、使用後は清掃後始末を完全に行い、用具は各部・同好会で責任を持って管理すること。
- (7) 校則を守り、他の生徒の模範になること。
- (8) その他、指導・指示に従い、自らの役割を果たすこと。

4 部・同好会の降格、休・廃部と復活

次の場合は顧問会議で承認し、職員会議で報告の上廃部とする。

- (1) 2 年以上部員がいない場合。
- (2) 年度末に部員希望顧問ともになく、4 月に新入生の募集を行わず、次の年の 3 月に部員がいない場合。なお、廃部となった部、同好会が復活する場合は、1 の手続きに基づき、部は同好会扱いから、同好会は新設願を認められてからでないと、活動は再開できない。

7-8 大阪府立茨木西高等学校 PTA 規約

(名 称)

第 1 条 本会は大阪府立茨木西高等学校 PTA と称し、事務所を本校内におく。

(目 的)

第 2 条 本会の目的は会員相互の協力により、学校と家庭と社会との関係を緊密にして、それぞれの向上をはかり、学校環境を整備して、生徒の福祉を増進するにある。

(方針)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、教育を本旨とする民主的団体として活動し、他のいかなる団体の支配介入を受けず、また学校の運営や教職員の人事にも干渉しない。

(会 員)

第 4 条 本会の会員は本校の在籍する生徒の保護者ならびに本校の教職員とする。

(会計)

- 第 5 条
- (1) 本会の経費は会費・事業収入および寄付金をもって支弁する。
 - (2) 会費は生徒 1 名につき、年額 4000 円とし、教職員も同額とする。
 - (3) 本会の経理は総会において承認された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を受けなければならない。
 - (4) 会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員をおく。

- (1)会長 1名(保護者)
- (2)副会長 2名(保護者)
- (3)書記 1名(教職員)
- (4)会計 2名(保護者・教職員)

役員の任期は 1 ヶ年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は次の通りにする。

- (1)会長は本校を代表して、総会及び実行委員会を招集し、各種正副委員長及び各委員を委嘱する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは職務を代行する。
- (3)書記はすべての会合ならびに会の活動状況を記録し、庶務をつかさどる。
- (4)会計は本会の会計を処理し、総会において会計報告をする。

(役員の選出)

第 8 条 役員の選出は次の方法で行う。

- (1)役員候補者を定めるための氏名委員会を設ける。
- (2)指名委員会の構成は次の通りとする。

専門委員会より各 1 名(各学年クラス委員より 1 名ずつ)、教職員 2 名、実行委員 3 名(実行委員の互選)

- (3)指名委員会は各委員会の候補者および会計監査 2 名を指名し、総会において承認を得る。

(会計監査)

第 9 条 本会に 2 名の会計監査をおく。会計監査は総会に監査報告を行う。

(総 会)

第 10 条

- (1)総会は毎年 5 月に開催し、役員選出・予算・決算その他の重要事項を審議する。
- (2)臨時総会は必要に応じて開くことができる。
- (3)総会の定足数は会員の 5 分の 1 とする。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
議事の決定は出席会員の多数決によるものとする。

(クラス委員)

第 11 条 各学級に 2 名のクラス委員をおく。クラス委員は担任教員の推薦により会長が委嘱する。クラス委員は各種専門委員会および学年委員会に所属し、活動する。

(専門委員会)

第 12 条 専門委員会

- (1)広 報 委 員 会 … 広報誌「葦若」を用いて PTA 活動・教育情報等を会員に知らせることに
つとめる。
- (2)行 事 委 員 会 …学校行事関連の P T A に関する事業を企画・運営し、学校教育活動に協力し、
支援する。
- (3)企 画 委 員 会 … 会員相互の交流を通し、生涯教育の場の基礎づくりにつとめる。
- (4)保 健 委 員 会 … 生活保健関連の事業を企画・運営し、学校教育活動に協力し、支援する。
- (5)生活指導委員会 … 生活指導関連の事業を企画・運営し、学校教育活動に協力し、支援する。
- (6)学 年 委 員 会 … 学年主任・各担任教員と連携をとりながら、保護者との連携につとめる。
なお、各専門委員会の正副委員会は会長が委嘱する。

(特別委員会)

第 13 条 必要に応じて特別委員会をおく。特別委員会の設置および廃止は実行委員会で定める。正副委員長および委員は会長が委嘱する。特別委員会の委員長は委員会の状況を会長に報告するほか必要に応じて委員会の同意を得て事案の提案を会長に具申することができる。

(実行委員会)

第 14 条 会務の運営のため実行委員会を設ける。

(1) 実行委員会は会務の企画・運営・特別委員会の設置および廃止、総会の整理・検討議決事項の執行などの会務をつかさどる。

(2) 実行委員会は役員・会計監査・各種専門委員会の委員長および会長委嘱による委員若干名構成する。

(改正)

第 15 条 この規約は総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成があれば改正することができる。

付則 (1) この規約は昭和 51 年 4 月 8 日から施行する。

(2) この規約について疑義を生じたときは実行委員会の解釈によるものとする。

付則 この規約は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規約は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規約は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規約は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規約は平成 9 年 2 月 6 日から施行する。

付則 この規約は平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

付則 この規約は平成 20 年 5 月 17 日から施行する。

付則 この規約は平成 23 年 5 月 20 日から施行する。

付則 この規約は令和 6 年 5 月 17 日から施行する。

7-9 大阪府立茨木西高等学校後援会 規約

(名 称)

第 1 条

本会は大阪府立茨木西高等学校後援会と称し、事務局を大阪府立茨木西高等学校校内におく。

(目 的)

第 2 条

本会は、大阪府立茨木西高等学校の教育振興についての諸活動を後援することを目的とする。

(会 員)

第 3 条

本会の会員は、本会の P T A 会員、または P T A 会員であった者及び地域住民で、本会の目的に賛同して入会した者をいう。

(役 員)

第 4 条

本会に次の役員を置く。

1. 役 員	会 長	1 名	(前年度 P T A 会長)
	副会長	2 名	(今年度 P T A 会長及び元 P T A 会長)
	書 記	2 名	(前年度 P T A 役員及び首席)
	会 計	2 名	(前年度 P T A 役員及び事務長)

会計監査 2名 (PTA会計監査)

2. 顧問 若干名

(役員の選出及び任期)

第5条

本会の役員は、総会において選出、任期は1年とし、留任は妨げない。

顧問は会長が推薦することが出来る。

(会議)

第6条

1. 本会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が召集する。

2. 会長は会議に、校長・教頭・事務長及び教職員の出席を求めることができる。

3. 会議の議決は、出席会員の過半数により決する。

(支出委員会)

第7条

支出に関する議案を検討する組織として、支出委員会を置く。

役員会が支出委員会を兼ねるものとする。

(経費)

第8条

本会の経費は、会費で支弁する。会費は、一口につき 1,000円とする。

(会計年度)

第9条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会)

第10条

本会に入会する者は、申込書に会費を添えて事務局に申し込む。または、本会指定の郵便振替用紙により会費を振り込むこととする。

(改正)

第11条

この規約の改正は、総会の議決による。

付 則 本規約は、平成19年4月1日より施行する。

一部改正 平成27年5月21日。

7-10 学校運営協議会 実施要項

(設置及び目的)

第1条 学校運営協議会の設置等に関する規則(平成30年大阪府教育委員会規則第5号)(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき、本校に「大阪府立茨木西高等学校 学校運営協議会」(以下「協議会」という。)を置く。

2 この実施要項は大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱(以下「要綱」という。)第18条の規定により、協議会の運営のために必要な事項を定めることを目的とする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第2条 協議会は、要綱第3条に規定する学校運営に関する基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）について協議し、校長（准校長を含む。以下同じ。）は基本的な方針について、当該年度の前年度に協議会の承認を得なければならない。

(職員の採用その他の任用に関する意見の取扱い)

第3条 協議会が、職員の採用その他の任用に関して、大阪府教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して述べる意見については、規則第2条に規定する趣旨を踏まえるほか、特定の個人に係るものを除くものとし、大阪府公立教職員人事基本方針、府立学校教員人事取扱要領及び府立学校教職員人事取扱要領に反しない範囲とする。

2 協議会は、職員の採用その他の任用に関して教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取のうえ、校長を経由して教育委員会に対する意見書を提出することにより行うものとする。

(学校運営等に関する意見の取扱い)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、校長に意見を述べることができる。

(1) 学校経営計画に関する事項

(2) 学校評価に関する事項

(3) 教員（規則第6条第1項第3号に定義する教員をいう。）の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見の調査審議に関する事項

2 前項に掲げるもののほか、協議会は、学校運営の全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。なお、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長に意見を聴取のうえ、教育委員会に対する意見書を提出することにより行うものとする。

3 第1項第3号に規定する保護者からの意見の申出は、第13条第1項に規定する事務局（以下「事務局」という。）に、意見書により、メール、郵送、学校設置の専用箱への投函等の方法をもって行うものとする。なお、事務局は、全ての意見について、その対応状況等を含めて取りまとめ、第9条第1項に規定する会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

4 前項の保護者の意見については、会長が必要に応じて調査審議に係る取扱いを判断する。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第5条 協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に係る協議の結果の情報を、本校の所在する地域住民、本校に在籍する幼児、児童及び生徒の保護者その他の関係者等に積極的に提供するよう努めなければならない。

(組 織)

第6条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、6名とする。委員は、次の各号に掲げる者の中から構成する。ただし、次の第1号から第4号までに該当する者を少なくとも各1名を含めるものとする。

(1) 保護者

- (2) 地域住民
 - (3) 本校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員は特別職の地方公務員の身分を有するものとする。
- 3 委員については、別表のとおりとする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 委員の辞職等により、新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び学校運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第10条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議には、原則として校長及び第13条第2項に規定する事務局員は出席するものとする。
- 4 校長は会長の許可を得て、その他の職員を会議に出席させることができる。
- 5 協議会の議事は、会長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を事務局が作成するものとする。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議題
 - (4) 協議内容
 - (5) 議決事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 7 議事録は、会長の確認を得たうえで、会議資料とともに保存するものとする。
- 8 委員の会議への出席は、会議の場に現に出席することにより行う。

- 9 前項の規定にかかわらず、会長が次の各号に該当すると認める委員は、オンライン会議システムを利用して会議に出席することができる。
- (1) 災害その他の理由により交通が途絶している場合
 - (2) 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合
 - (3) 他の重要な用務との兼ね合いで、会議場所に移動するいとまがない場合
- 10 前項の場合において、映像又は音声を送受信できなくなり、復旧が認められない場合には、その時から退席したものとみなす。
- 11 オンライン会議システムによる出席は、情報の機密性を確保できる場所又は会長があらかじめ指定した場所で行わなければならない。

(会議の時期等)

第 11 条 会議は、年 3 回開催するものとし、開催時期は特段の事情がない限り次のとおりとする。ただし、会長が会議の開催を必要と判断した場合はこの限りではない。

- (1) 第 1 回 4 月～7 月
 - (2) 第 2 回 7 月～12 月
 - (3) 第 3 回 12 月～3 月
- 2 会議においては、当該年度の学校経営計画に関する事項、当該年度の取組みの進捗状況に関する事項及び取組みの改善に向けた事項、当該年度の本校による取組みの自己評価を踏まえた学校関係者評価に関する事項、並びに次年度の学校運営の基本的な方針などについて協議するものとする。
- 3 協議会は、会議の円滑な運営のために、必要に応じて、資料の提供、授業見学及び保護者への意見聴取の機会を学校に求めることができる。

(会議の公開)

第 12 条 会議は原則公開とし、ホームページにおいて、開催通知及び議事録を公表するものとする。

- 2 協議内容が個人のプライバシーに関する情報等の場合は非公開とする。
- 3 会議を公開することにより、会議の目的が達成できないと会長が判断する場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第 13 条 協議会の庶務を行うために、事務局を置く。

- 2 事務局の長は本校の教頭とし、その他の事務局員は校長が任命する。

第 14 条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則 この要項は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

附 則 この要項は、令和 2 年 4 月 7 日から施行する。

附 則 この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要項は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。

附 則 この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要項は、令和 6 年 4 月 20 日から施行する。

7-11 情報ネットワーク利用規定

第1条（目的）

茨木西高等学校生の情報活用能力を育成し教育活動を支援するために、大阪府学校情報ネットワークを利用する場合の必要な事項を定める。

第2条（利用者の資格）

大阪府学校情報ネットワークを利用できる者は、次のとおりとする。

1. 本校生徒
2. 本校教職員
3. ネットワーク管理者が利用を認めた者

第3条（利用の優先順位）

共有端末は以下の優先順位を守り、譲り合って利用する。

1. 授業による利用
2. 授業のための利用
3. 部活動による利用
4. その他の利用

第4条（アカウントおよびパスワードの管理）

共有端末の使用に必要なアカウントおよびパスワードの管理を徹底し、決して他人に知られないよう注意する。

第5条（個人情報の取り扱い）

利用者は個人情報の取り扱いに十分に注意する。詳しくは、別に定める「個人情報管理内規」に従う。

第6条（利用状況の記録・調査・プライバシーの制限）

大阪府学校情報ネットワークを利用するに当たり、使用の記録をサーバに自動記録され一定期間保存されること。また、重大な人権侵害やネットワークトラブルの発生した際には、その利用記録や電子メールの内容等を調査されることがあることを承認する。

第7条（禁止事項）

以下の事項を禁止する。

1. 他人の人権を損なう行為
2. 他人の個人情報の発信
3. 物品や情報の売買
4. わいせつな情報および社会的に有害な情報の送受信
5. 著作権の侵害行為
6. 共有端末の設定変更（ソフトウェアのインストールなどを含む）
7. ネットワークシステムに重大な損害または不利益を与える行為
8. 個人のコンピュータをネットワークに接続する行為（校長が許可した場合を除く）

第8条（制限事項）

以下の事項は、授業や部活動等で担当教職員が特に必要と認めた場合以外は禁止とする。

1. 学校情報ネットワーク外の掲示板への書き込みおよびチャット
2. Webページ上のアンケート等の記入
3. ファイルのダウンロードおよびアップロード

4. 電子メールによる添付ファイルの送受信

5. Twitter、Blogへの書き込み

第9条（利用の停止および懲戒）

ネットワーク管理者は、利用規程に違反する行為があった場合は、緊急に当該利用者の利用を停止するとともに、管理職および生活指導部と協議し懲戒指導を行うことができる。

第10条（システムの停止）

ネットワーク管理者は、様々なトラブルやシステムの保守等で必要と認めた場合、任意にネットワークシステムの部分的あるいは全面的な停止を行うことができる。

第11条（報告の義務）

利用者は、上記の規定に違反する行為に出会った場合は、直ちにネットワーク管理者に報告しなければならない。

第12条（利用のマナー）

共有端末の使用に当たっては、設置場所のルールおよびマナーを遵守し、担当教職員の指示に従うこと。

7-12 1人1台端末 Chromebook に関する規定

1. Chromebook の貸与期間

Chromebook 及び附属品（充電用 AC アダプタ）（以下「Chromebook」という）の貸与期間は大阪府立高等学校に在籍する間です。そのため、大阪府立茨木西高等学校を卒業、転出、退学する際は、速やかに貸与を受けた Chromebook を返却すること。

2. Chromebook の利用目的

貸与された Chromebook は、生徒の学習及び学校との連絡手段として利用し、それ以外の私的な目的では利用しない。

3. Chromebook の利用者

貸与された Chromebook を利用するのは、貸与を受けた本人及びその操作を支援する者に限り、第三者に利用させない。

4. Chromebook の取扱い

貸与された Chromebook を利用する際は、故障や破損、盗難紛失をしないよう細心の注意を払い、万が一故障や破損等をした場合は、速やかに学校に報告します。また、盗難被害に遭った際は、捜索に努めるとともに、警察に届出を行うなど、学校の指示に従い必要な手続きを行うこと。

5. Chromebook の弁償

故意の破損または紛失が発生した場合等に、弁償すること。

6. 個人情報の取扱い

Google Workspace や授業支援ソフト、フィルタリングソフト等 Chromebook の利用にかかる個人情報の取扱いに基づき利用する。

7. その他

「府立高校における1人1台端末（Chromebook）の配布について」の案内を読み、その内容に基づき利用する。

8. 各種証明書について

☆各種証明書は、事務室で発行しています。

☆事務室窓口の開室時間は、学校閉庁日を除く平日の8時30分から16時30分までです。

必要な書類	申請用紙	受付と発行
① 通学証明書 または定期券購入申込書 ※通学定期券は、原則 自宅最寄駅から学校最寄 駅までの最短経路です。	＜新年度、最初の場合＞ ・新規（生徒証がない場合） 通学証明書（定期券購入申込書）に必要事項を記入し、 事務室で証明手続きをしてから各交通機関の窓口で購入 する。 ・継続で購入（生徒証の確認を求められる場合がある） 各交通機関の券売機で購入する。 ＜定期券販売所＞ 阪急：高槻市・淡路・大阪梅田 等 Web 予約すると赤色券売機で購入可能 J R：茨木・高槻・吹田 等 モノレール：南茨木・千里中央・彩都西 等	事務室窓口
② 在学証明書	交付申込書に必要事項を記入して提出する。	
③ 旅客運賃割引証（学割）	交付申請書に必要事項を記入し、保護者の押印のうえ、 担任の認印を受けて提出する。	
④ 卒業見込証明書	交付申込書に必要事項を記入し、担任の認印を受けて 提出する。	
⑤成績証明書等 その他の証明書		担任に相談し てください。



※ 昼休憩時まで提出すれば、放課後に発行されます。

※ それ以降は、翌日の発行になります。（土・日・祝日は除く）

★ アクセスマップ



JR東海道線「茨木駅」より、約 1800m
大阪モノレール「宇野辺駅」より、約 900m

安全な通学経路については、P.10 ～ P.11をご覧ください。

茨木西高校のホームページ（ <https://www.osaka-c.ed.jp/ibarakinishi/> ）にも学校へのアクセスが載っています。

また学校生活の様子については、本校ホームページや Instagram など、様々な媒体を通じて情報配信しておりますので、ぜひご活用ください。

☆ 校舎配置図

